

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN



トラフィック イーストアジア ジャパン
〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル 6階
TEL: 03-3769-1716 FAX: 03-3769-1304
e-mail: traffic@trafficj.org
URL: <http://www.trafficj.org> または <http://www.traffic.org/>



「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 改正についての要望書

トラフィックイーストアジアジャパン
代表 清野比咲子

I. 背景

我が国は、ペットとして利用するため哺乳類、鳥類、爬虫類、魚類などの生きた動物を海外から大量に輸入している。このなかにはリクガメなどワシントン条約の対象になっている動物も含まれている。一方、税関では生きた動物の密輸摘発があとをたたない。税関が摘発できるのはほんの氷山の一角であり、税関の検査を逃れて国内に不正に持ち込まれるものもある。これらが国内に入ってから不正取引され、「種の保存法」違反で摘発された事例もある(附表 1)。このようにして日本のペット市場に不正に持ち込まれた動物が出回っている可能性は高い。

一方、今回の「動物愛護法」の改正で、動物取扱業者の規制について都道府県知事への届出制から登録制になる(改正法第 11 条)。さらに、「外来生物法」の制定によって生きた動物の輸入と飼育の規制が強化されている。

II. 「種の保存法」の規制現状と問題点

1. 登録の要件

現状： 個体等の登録の要件は、以下のとおりである(法施行令第 4 条)

- 国内で繁殖させた個体またはその個体から生じた器官であること
- 「種の保存法」適用日以前に国内に輸入された個体、器官であること
- 「関税法」第 67 条の許可を得て輸入され、商業目的で繁殖させた個体であること、またはワシントン条約適用前に取得されたものであること、同種が附属書 I に掲載されている附属書 II 個体群。

問題点： 繁殖個体として登録申請があったとき、その個体が繁殖した個体か密輸して持ち込んだ個体か、判断するのは難しい。そのため不正な登録に悪用される。また、登録機関は専門知識が不足している。今回のマダガスカルホシガメ(ホウシャガメ) *Geochelone radiata*、また先に摘発されたマレーガビアル *Tomistoma schlegelii* も、a または c を利用して、国内で繁殖した個体と偽って登録を得たものである。

2. 登録の手続き

現状： 個体の登録については、写真を添付することになっている。

問題点： 個体は成長するため、登録時の写真は、個体識別には役に立たない。繁殖個体の登録を受けた場合、繁殖場所を確認していない。同じ個体の写真を別方向から撮って、複数個体の申請をすることも可能である。

3. 罰則

現状： 「種の保存法」の違反については、最高でも懲役1年罰金100万円以下である。

問題点： 野生生物の不正な利用は、生物多様性を損なうものであり、将来の人間の生活にとって有害である。にもかかわらず、現在の罰則はこの問題が社会的に重要視されていないことを示している。附属書I掲載種や爬虫類は大きな利益を生む場合があり、この罰則では抑止力としての効果がない。

III. 提案

上記の現状から、以下の内容を加えるため、国際希少野生動植物について「種の保存法」の改正および執行強化を提案する。

- 個体の登録について
 - ・繁殖個体については、施設を登録することを義務付ける。
 - ・登録時にはマイクロチップ等の個体識別ができるものを個体につける。
 - ・環境省は生きた個体の登録について情報を公開する。
- 生物の多様性を重視し、違法な野生生物取引を排除する社会づくりのひとつとして、罰則を厳しくする。
- 輸入業者、販売業者は登録制にする。
- 環境省は、登録機関に対して種の生息状況や繁殖技術についての知識向上を徹底するよう、指導する。
- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」や「動物の愛護及び管理に関する法律」の執行状況や問題点などの情報交換をはかる。

以上